

(1) 助成対象住宅・土地について

Q1-1 令和7年4月1日以前に契約した住宅と土地は、助成対象になりますか？

Q1-2 個人売買で購入した土地・住宅は対象ですか？

Q1-3 土地だけ購入した場合は対象ですか？

Q1-4 店舗との併用住宅は対象ですか？

Q1-5 令和7年5月に住宅の工事請負契約をしたが、完成予定日は令和8年4月と言われました。この場合、令和7年度の申請をすることは可能ですか？

Q1-6 住宅の完成予定日が令和8年4月だったが、工期が早まり令和8年2月になりました。この場合、令和7年度の申請をすることは可能ですか？

## (1) 助成対象住宅・土地について

**Q1-1 令和7年4月1日以前に契約した住宅と土地は、助成対象になりますか？**

A 住宅の取得契約日は問いません。以下の全ての要件を満たしていれば助成対象となります。

<要件>

- ▶令和7年3月1日から令和8年2月15日までに、建物の所有権保存（移転）登記、土地の登記名義人の住所変更の受付をしていること
- ▶令和8年2月27日までに引越しが完了し、交付申請書類をすべて提出できること
- ▶助成金の交付を受けた翌年度4月1日から継続して5年以上居住すること
- ▶町内会へ加入していること
- ▶納期の到来した市区町村税その他納付すべき公共料金等の滞納がないこと
- ▶三沢市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

※ただし、土地については、住宅取得契約日の前1年以内に契約したものが対象となりますので、ご注意ください。

**Q1-2 個人売買で購入した土地・住宅は対象ですか？**

A 対象となりません。宅地建物取引業者を介した売買が対象となります。

**Q1-3 土地だけ購入した場合は対象ですか？**

A 対象となりません。本助成金は、住宅取得支援事業となりますので、住宅取得を伴わない土地のみの取得は対象となりません。

**Q1-4 店舗との併用住宅は対象ですか？**

A 延床面積の2分の1以上が居住用部分で、生活に必要な台所、浴室及びトイレを備えていれば対象となります。

**Q1-5 令和7年5月に住宅の工事請負契約をしたが、完成予定日は令和8年4月と言われました。この場合、令和7年度の申請をすることは可能ですか？**

A 令和7年度の助成対象要件は、令和7年3月1日から令和8年2月15日までに、建物の所有権保存登記及び土地の登記名義人の住所変更の受付をしていることですので、今年度は申請することができません。

工期が早まり、上記期間に登記の受付ができる見込みとなりましたら、令和8年2月13日（金）までに事前審査申請を行ってください。

Q1-6 住宅の完成予定日が令和8年4月だったが、工期が早まり令和8年2月になりました。この場合、令和7年度の申請をすることは可能ですか？

A 令和7年度の助成対象要件を満たす場合は、申請することができますので、令和8年2月13日（金）までに事前審査申請を行ってください。

<要件（一部）>

- ▶令和7年3月1日から令和8年2月15日までに、建物の所有権保存（移転）登記、土地の登記名義人の住所変更の受付をしていること
- ▶令和8年2月27日までに引越しが完了し、交付申請書類をすべて提出できること